# 麻酔博物館開館内規

2012年6月6日制定 2015年3月27日改定

#### (目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会(以下、「この法人」という。)の定款に基づき、麻酔博物館(以下「博物館」という。)の開館に関し必要な事項を定める。

#### (開館時間)

第 2 条 博物館の開館時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、入館受付は、午後 4 時 30 分までとする。館長はこのほか、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、土日祝及び年末年始とする.館長はこのほか、陳列替えその他特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる.

### (資料コーナー)

第 4 条 博物館に置く資料コーナーは、図書その他の資料及び学術情報を収集、整理、保存して、本学会の会員及び公共の利用に供するとともに、研究・臨床・教育に供するものとする。麻酔博物館の検討を担当する委員会はこの資料コーナーを充実させるため、情報検索システムの研究、開発及び管理運営を行う。

#### (内規の変更)

第 5 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす.

## 附 則

1. この内規は2012年6月6日から施行する.